

第4次富士見市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

～ストップ温暖化・富士見市エコプラン～

2022(令和4)年度～2030(令和12)年度



令和2年度環境問題啓発ポスター最優秀作品

2022(令和4)年3月

## 環境にやさしい都市宣言

富士見市は、武蔵野台地と荒川低地が出会う、豊かな自然のなかで、幾世代も  
の人の営みと自然が調和した文化と歴史を育んできました。

しかし、近年の生活様式の変化に伴い、自然環境に深刻な影響を与えていま  
す。

私たちは、かけがえのない地球環境を守り、人と自然とが共生できる豊かな  
生活の創造をめざし、ここに、環境にやさしい都市を宣言します。

私たちは、自然環境との共存を大切にし、緑豊かなまちづくりに努めます。

私たちは、地球の限りある資源を大切にし、循環型のまちづくりに努めます。

私たちは、生活環境を大切にし、住みよい、きれいなまちづくりに努めます。

私たちは、快適な環境を大切にし、うるおいのあるまちづくりに努めます。

私たちは、次世代へ引き継いでいく心豊かな活力あるまちづくりに努めます。

平成 12 年 4 月 10 日

(平成 12 年度市制記念日式典にて宣言)

## 目次

<b>第1章 基本事項</b> .....	1
1 計画策定の背景 .....	1
2 計画の目的 .....	1
3 基準年度と計画期間 .....	2
4 計画の対象範囲 .....	2
5 対象となる温室効果ガス .....	2
6 計画の位置付け .....	3
7 各計画の期間.....	3
8 本計画におけるSDGs.....	4
<b>第2章 第3次計画の達成状況</b> .....	6
1 温室効果ガス排出状況 .....	6
2 各燃料等の詳細.....	7
3 第3次計画の評価と課題.....	12
<b>第3章 第4次計画の目標</b> .....	13
1 温室効果ガス排出削減目標 .....	13
2 個別削減目標.....	14
3 温室効果ガス削減量の換算.....	15
<b>第4章 温室効果ガス削減への取組</b> .....	16
1 目標達成のための3つの柱.....	16
柱1 創エネ・省エネ設備の導入.....	16
柱2 移動の低炭素化.....	16
柱3 省エネ行動の徹底.....	17
<b>第5章 計画の推進体制及び管理体制</b> .....	20
1 体系.....	20
2 推進組織.....	21
3 計画の推進体制.....	22
4 推進組織の役割と管理体制.....	22
5 職員研修.....	22
6 点検管理マニュアル.....	23
7 公表.....	23
資料編.....	25

# 第1章 基本事項

## 1 計画策定の背景

地球温暖化の問題が深刻化し、異常気象の頻発や生態系の変化など、私たちの生活に様々な影響を与えていることが国内外で報告されています。2015年12月に採択されたパリ協定では、世界共通の長期目標として産業革命前からの地球平均気温の上昇を2℃未満に抑え、更に1.5℃未満に抑える努力が必要であることが指摘され、2018年のIPCC（気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、気温上昇を1.5℃未満に抑えるには、2050年までに温室効果ガスの排出を正味ゼロとすることが必要であると明示されました。日本においては、国内における温室効果ガス排出削減と温室効果ガスの吸収量の確保により、2030年度における温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比で46%減の水準とし、さらに2050年までにカーボンニュートラルを実現することを目標に、再生可能エネルギーや省エネルギーの推進を図ることとしています。

本市では、平成29年4月に策定した「第3次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」に基づき、令和3年度の温室効果ガスの排出量を平成27年度（基準年度）と比べ9.22%（751t-CO<sub>2</sub>）削減することを目標に、省エネルギー・省資源の推進、環境に配慮した物品等の購入、廃棄物の減量とリサイクルの促進及び環境に配慮した建築工事の推進に取り組んできました。

また、平成30年3月には、「第2次富士見市環境基本計画」の中間見直しにおいて「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の進捗状況の確認を行い、市民、事業者、行政が一体となり温暖化対策を推進するための行動を整理しました。

上記の背景を踏まえて、「第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「本計画」）では、次年度策定する「第3次富士見市環境基本計画」及び「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」との整合を踏まえ、脱炭素社会の構築に向け国が掲げた中間目標年度である2030（令和12）年度までの計画期間における富士見市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの削減に向けた具体的な取組を定めます。

## 2 計画の目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」であり、富士見市の事務及び事業等から排出される温室効果ガスの排出実態と特性を把握し、具体的な削減目標や温室効果ガスの排出抑制への取組を定め、環境負荷の軽減と温室効果

ガスの排出量削減へと導くことを目的とします。

### 3 基準年度と計画期間

本計画は、2013(平成25)年度を基準年度とし、計画期間は2022(令和4)年度から2030(令和12)年度までの9年間とします。また、5年目に中間見直しを行います。

### 4 計画の対象範囲

富士見市が行う事務及び事業全般を対象とし、本庁舎、教育委員会事務局、公民館、交流センター、コミュニティセンター、市立学校、水道事業、他公共施設等を範囲とします。

また、指定管理者制度により管理する施設についても含めるものとします。

### 5 対象となる温室効果ガス

本計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項に規定された7種類の温室効果ガスのうち、「二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)」、「メタン(CH<sub>4</sub>)」、「一酸化二窒素(N<sub>2</sub>O)」及び「ハイドロフルオロカーボン類(HFC)」の4種類を対象とします。

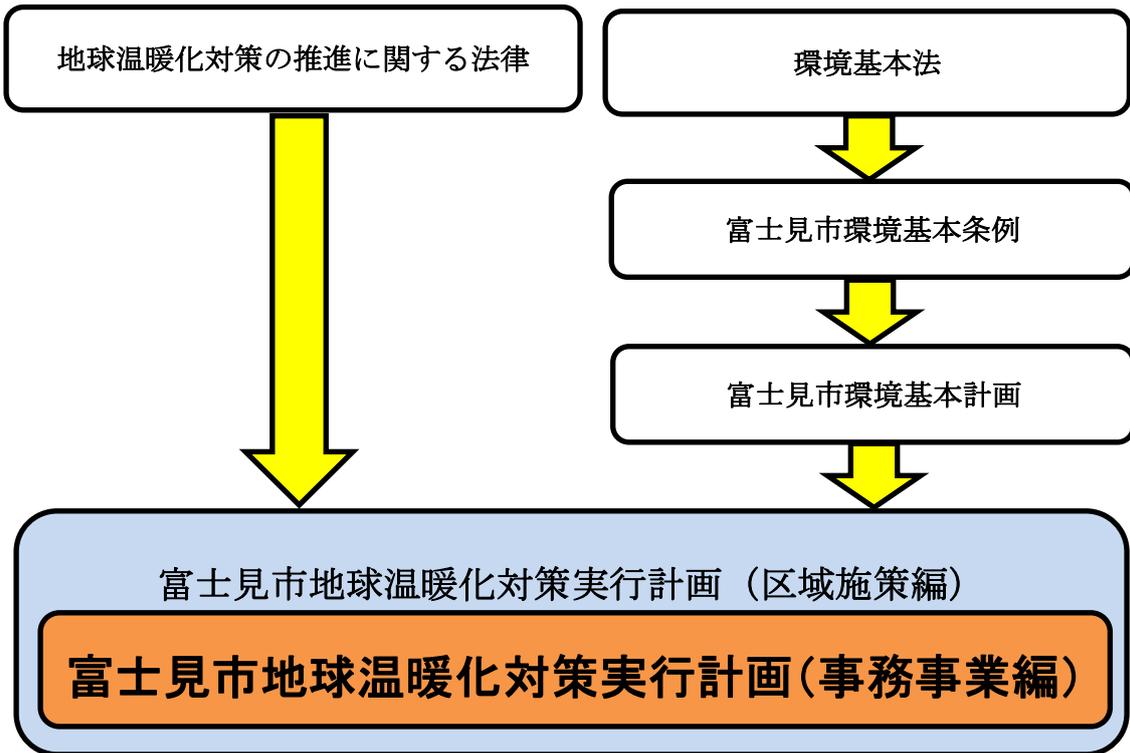
なお、「パーフルオロカーボン(PFC)」、「六ふっ化硫黄(SF<sub>6</sub>)」及び「三ふっ化窒素(NF<sub>3</sub>)」は、本市の事務及び事業に伴う排出量の把握が困難なため対象外とします。

温室効果ガスの種類	排出される活動
二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )	電気、ガソリン、灯油、軽油、A重油、LPガス、都市ガス等の使用
メタン(CH <sub>4</sub> )	公用車の走行等
一酸化二窒素(N <sub>2</sub> O)	公用車の走行等
ハイドロフルオロカーボン類(HFC)	カーエアコンの使用等

## 6 計画の位置付け

「富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」は、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地方公共団体に策定が義務づけられた「地方公共団体実行計画」です。

また、「富士見市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」は、市民、事業者、行政とともに市内全域での温室効果ガスの削減目標と方針を定めた計画です。なお、「富士見市環境基本計画」は、両計画の上位計画となります。



## 7 各計画の期間

各計画の期間は、以下のとおりです。

2022 (令和4)年度	2023 (令和5)年度	2024 (令和6)年度	2025 (令和7)年度	2026 (令和8)年度	2027 (令和9)年度	2028 (令和10)年度	2029 (令和11)年度	2030 (令和12)年度	～
現行: 第2次 計画	予定: 第3次富士見市環境基本計画(富士見市地球温暖化対策実行計画 区域施策編 収録) 2023(令和5)年度～2032(令和14)年度								
第4次富士見市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 2022(令和4)年度～2030(令和12)年度									
				中間 見直し	改定版 2027(令和9)年度～ 2030(令和12)年度				

## 8 本計画におけるSDGs

SDGsは、2030年までに「持続可能で多様性と包摂性のある社会」を実現することを目指し、2015年に国連サミットで採択された国際目標です。17項目の目標があり、それを具体化した169のターゲット、232の指標が定められています。



本計画における取り組みと、特に関わりの深いSDGsの目標を以下に示します



### 「エネルギーをみんなに そしてクリーンに」

すべての人に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する。



### 「産業と技術革新の基盤をつくろう」

強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る。



### 「住み続けられるまちづくりを」

都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする。



### 「つくる責任 つかう責任」

持続可能な消費と生産パターンを確保する。



### 「気候変動に具体的な対策を」

気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る。



### 「海の豊かさを守ろう」

海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する。



### 「陸の豊かさも守ろう」

陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る。

## 第2章 第3次計画の達成状況

### 1 温室効果ガス排出状況

第3次計画では、平成27年度を基準年度とし、前年度比1.6%の削減に努め、令和3年度における温室効果ガスの排出量を基準年度と比べ9.22% (751 t-CO<sub>2</sub>) の削減を目標に取組を推進しました。

基準年度	目標	削減目標 (令和3年度)
平成27年度	基準年度と比べ9.22%削減	7,394 t-CO <sub>2</sub>

(現況 令和2年度 基準年度と比べ8.61%削減 7,443 t-CO<sub>2</sub>)

#### 排出状況

(単位：t-CO<sub>2</sub>)

		H27 (基準年度)	H29	H30	R1	R2	R2年度 と基準年度 との比較
燃料 使用 に伴 う もの	ガソリン	85	77	78	76	61	▲28.30%
	灯油	24	16	22	13	21	▲12.53%
	軽油	30	27	19	19	16	▲45.30%
	A重油	564	80	24	33	16	▲97.12%
	LPガス	262	406	390	389	617	136.06%
	都市ガス	524	916	1,034	974	965	84.21%
電気の使用に伴うもの		6,648	6,288	6,298	6,274	5,739	▲13.68%
自動車の走行に伴うもの (メタン、一酸化二窒素、HFC)		5	5	5	5	4	▲22.95%
一般廃棄物の燃焼に伴うもの		3	4	4	4	4	8.38%
温室効果ガス総排出量		8,145	7,818	7,876	7,787	7,443	
基準年と比較した 各年度の増減			▲4.01%	▲3.30%	▲4.40%	▲8.61%	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※基準年度との比較については、四捨五入する前の数値により算定しています。

※燃料使用量や電気使用量については、気象状況による影響があります。

## 2 各燃料等の詳細

### (1) 燃料の使用に伴うもの

#### ①ガソリンの使用に伴うもの

公用車や作業機械（草刈機等）の燃料として使用していますが、公用車の台数管理や低燃費車への入れ替え等により、ガソリンの使用量の削減に努めました。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	36,519.6	84.79	—
H29	32,966.1	76.54	▲9.73
H30	33,760.3	78.38	▲7.56
R1	32,565.4	75.61	▲10.83
R2	26,186.1	60.80	▲28.29

#### ②灯油の使用に伴うもの

小中学校や一部の施設の暖房器具の燃料として使用しています。学校施設の空調設備の改修等によって、灯油の使用量は基準年に比べ減少傾向となっていますが、年度毎の気象状況による増減が見られました。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	9,650.0	24.02	—
H29	6,345.0	15.80	▲34.22
H30	8,966.0	22.32	▲7.08
R1	5,166.0	12.86	▲46.46
R2	8,440.7	21.01	▲12.53

### ③軽油の使用に伴うもの

公用車の燃料や施設によっては非常用自家発電機の燃料として使用しています。また、自家発電機の燃料は、補充する年と補充しない年による増減が考えられます。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	11,355.0	29.74	—
H29	10,340.4	27.08	▲8.94
H30	7,384.1	19.34	▲34.97
R1	7,078.1	18.54	▲37.66
R2	6,211.0	16.27	▲45.29

### ④A重油の使用に伴うもの

学校給食センター・老人福祉センターのボイラー及び非常用自家発電機の燃料として使用していましたが、平成29年度に実施した学校給食センターのボイラー更新の際に、A重油使用機器から都市ガス使用機器へ変更したため、A重油の使用量が減少しています。

年度	使用量 (ℓ)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	208,000.0	563.60	—
H29	29,500.0	79.93	▲85.82
H30	9,000.0	24.39	▲95.67
R1	12,000.0	32.52	▲94.23
R2	6,000.0	16.26	▲97.11

⑤LPガスの使用に伴うもの

都市ガス使用地域外の公共施設における給湯器や、学校施設の空調設備等のガス機器の燃料として使用しました。基準年度と比較し大幅に増加しており、気象状況による空調機器の稼働日数の変化による負荷が要因と考えられます。

年度	使用量 (m <sup>3</sup> )	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	43,582.3	261.52	—
H29	67,668.8	406.05	55.27
H30	65,031.0	390.22	49.21
R1	64,869.5	389.25	48.84
R2	102,879.4	617.34	136.06

⑥都市ガスの使用に伴うもの

給湯器や空調機、天然ガス自動車の燃料として使用しており、平成29年度に学校給食センターのボイラーをA重油使用機器から都市ガス使用機器へ変更したため、都市ガスの使用量が増加しています。各施設においてガス機器の使用や空調機の温度設定の管理などにより使用量の削減を行いましたが、各年度の気象状況の変化により空調機の稼働が増減し、使用量が変化したものと考えられます。

年度	使用量 (m <sup>3</sup> )	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	251,887.3	523.84	—
H29	440,492.6	916.07	74.88
H30	497,369.7	1,034.36	97.46
R1	468,544.7	974.41	86.01
R2	464,013.6	964.99	84.21

(2) 電気の使用に伴うもの

市の事務事業における温室効果ガス排出の約77%（令和2年度時点）が電気の使用に伴うものとなっています。各施設で照明のLED化を推進し、昼休みの消灯や節電対策に取り組みました。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症対策における施設の利用停止により、電気の使用量が減少しました。

年度	使用量 (kwh)	二酸化炭素 排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	11,979,178.8	6,648.44	-
H29	11,329,747.0	6,288.01	▲5.42
H30	11,348,177.0	6,298.24	▲5.27
R1	11,305,218.0	6,274.40	▲5.63
R2	10,340,142.0	5,738.78	▲13.68

(3) その他

①自動車の走行に伴うもの

自動車の走行に伴い、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフルオロカーボン類（HFC）が排出され、それぞれを二酸化炭素に換算すると下表のとおりとなります。

低燃費・低公害車への入れ替えや台数の削減、使用の抑制によって排出量を削減しており、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症対策による会議・研修のオンライン化などにより、自動車の使用量が少なくなりました。

年度	走行距離 (km)	メタン (kg-CO <sub>2</sub> )	一酸化二窒素 (kg-CO <sub>2</sub> )	HFC (kg-CO <sub>2</sub> )	計 (kg-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	406,357.7	118.02	3,140.3	2,002	5,260.32	-
H29	382,650.5	106.05	2,864.4	1,976	4,946.45	▲5.97
H30	372,105.3	101.22	2,746.6	1,963	4,810.82	▲8.55
R1	357,445.0	93.45	2,647.4	1,924	4,664.85	▲11.32
R2	286,883.3	75.18	2,080.1	1,898	4,053.28	▲22.95

②一般廃棄物の燃焼に伴うもの

公共施設から排出された可燃ごみの焼却により、メタンと一酸化二窒素が排出され、それぞれを二酸化炭素に換算すると下表のとおりとなります。可燃ごみの排出量は基準年度を上回る傾向にあり、更なる分別と資源化の推進に努める必要があります。

年度	可燃ごみ 排出量 (t)	メタン (kg-CO <sub>2</sub> )	一酸化二窒素 (kg-CO <sub>2</sub> )	計 (kg-CO <sub>2</sub> )	増減率 (%)
H27 (基準年度)	198.5	0.42	3,475.1	3,475.52	—
H29	231.5	0.42	4,054.8	4,055.22	16.68
H30	245.8	0.42	4,305.9	4,306.32	23.90
R1	251.4	0.42	4,402.0	4,402.42	26.67
R2	215.0	0.42	3,766.5	3,766.92	8.38

### 3 第3次計画の評価と課題

#### (1) 評価

令和2年度における温室効果ガスの削減量は、平成27年度（基準年度）との比較では、マイナス8.61%（702 t - CO<sub>2</sub>）となり令和3年度の目標値であるマイナス9.22%（751 t - CO<sub>2</sub>）の目標達成に向け、前年度比1.6%削減の水準は維持しています。しかしながら、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響により施設の利用停止が相次いだため、エネルギー使用量の減少が生じた影響が見られます。

計画期間内の事務事業の変化としては、公共施設や防犯灯等におけるLED化の推進が図られましたが、気象状況の変化、既存施設の老朽化、学校施設の機能強化により、温室効果ガス排出量の増加の負荷となったものと考えられます。また、地球温暖化対策の推進については、職員一人ひとりの省エネ意識の向上を図る必要があるため、継続的に職員研修を実施する必要があります。

#### (2) 課題

第3次計画については、令和2年度実績において目標達成ペースの削減を維持していますが、令和2年度に温室効果ガス削減の新たな政府目標が掲げられ、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%削減を目指しています。

温室効果ガス排出量の46%削減を行うには、市の公共施設におけるエネルギー使用のあり方を見直すことが必要となり、特に排出量の約77%を占めている電気の使用に伴う排出量を削減する必要があります。これまでも取り組みを推進しているLED照明への切り替えや、再生可能エネルギー電力（以下、「再エネ電力」）の活用に加え、公共施設や設備の老朽化に伴う更新時に、温室効果ガスの削減を意識した省エネ設備、BEMS（ビルエネルギー管理システム）

（※）の導入を図り、再生可能エネルギー設備導入等の創エネの取り組みも必要となってきます。

また、待機電力の削減やエコドライブなどの省エネ行動についても、職員の意識改革と計画への参画を促すための仕組みづくりや計画に定める温室効果ガスの排出抑制への理解を深めるとともに、市の事業に伴い発生する廃棄物については、更なる分別の徹底と4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）の推進を図る必要があります。

※BEMS（ビルエネルギー管理システム）とは、「Building Energy Management System」の略で、ビル内の機器等を管理し、エネルギー消費量を削減するためのシステムのこと。

## 第3章 第4次計画の目標

### 1 温室効果ガス排出削減目標

第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）における温室効果ガスの削減目標は、国の掲げる目標に合わせ、2030（令和12）年度までに2013（平成25）年度比46%削減（3,714 t - CO<sub>2</sub>）を目標とし、2050（令和32）年度の排出ゼロを目指します。目標とする46%削減の達成には、第3次計画目標達成に加え、さらなる削減が必要となります。これまでの計画と比較し高い削減目標の設定となりますが、第4章に定める「温室効果ガス削減への取組」の推進により目標達成を目指します。

**2030(令和12)年度まで温室効果ガス排出量を  
毎年度削減し、2013(平成25)年度(基準年度)より  
46%削減する。**

※令和3年度数値（令和4年度中に算定）については、第3次計画の目標数値7,394 t - CO<sub>2</sub>を排出量として仮定し、上記の削減目標を定めています。



## 2 個別削減目標

燃料使用に伴うものや電気の使用に伴うもの等の温室効果ガスの削減については、第3次地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の評価と課題及び行政計画に則り、以下の数値を削減の目標とします。

（単位：t-CO<sub>2</sub>）

		2013 (H25) 【基準年度】	2020 (R2) 【実績】	2026 (R8) 【中間年度】	2030 (R12) 【最終年度】	目標年度の 温室効果ガス 削減量
燃料使用に伴うもの	ガソリン	92	61	58	56	36
	灯油	27	21	20	19	8
	軽油	33	16	15	15	18
	A重油	554	16	15	15	539
	LPガス	402	617	583	546	△144
	都市ガス	517	965	912	855	△338
電気の使用に伴うもの		6,428	5,739	3,808	2,834	3,594
自動車の走行に伴うもの (メタン、一酸化二窒素、HFC)		5	4	4	4	1
一般廃棄物の燃焼に伴うもの		3	4	4	3	0
温室効果ガス 総排出量		8,061	7,443	5,419	4,347	

※小数点以下を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※実績値に基づき、将来予測と目標年度の温室効果ガス削減量の検証を行いました。

※ボイラーなど一部の機器において、A重油機器から都市ガス機器に変更したことなどにより、エネルギー毎の目標値が基準年の実績より大幅に減少、増加しているものがあります。

### 3 温室効果ガス削減量の換算

#### (1) 温室効果ガスの削減目標に基づく燃料等の削減量

2030（令和12）年度における削減目標（3,714t-CO<sub>2</sub>）を各燃料の使用量や電気使用量に換算した場合には、以下のとおりとなります。

	計画の削減目標	各燃料等の削減量
ガソリン	36t - CO <sub>2</sub>	15,506ℓ
灯油	8t - CO <sub>2</sub>	3,214ℓ
軽油	18t - CO <sub>2</sub>	6,872ℓ
A重油	539t - CO <sub>2</sub>	198,920ℓ
電気	3,594 t - CO <sub>2</sub>	6,475,676kwh

※令和2年度時点の排出係数により算定しています。

#### (2) ブナの木換算

目標が達成できると樹齢100年のブナの森林の面積およそ6.73km<sup>2</sup>の温室効果ガスの吸収量と同程度の削減量となります。

	2026(令和8)年度	2030(令和12)年度
温室効果ガス削減量	2,642t-CO <sub>2</sub>	3,714t-CO <sub>2</sub>
ブナの木換算本数	241,279本	339,178本
森林の面積(km <sup>2</sup> )	4.79km <sup>2</sup>	6.73km <sup>2</sup>

※ブナの木1本の1年間当たりの温室効果ガス吸収量を約10,950gで計算しています。

#### (3) 体積による換算

目標が達成できると温室効果ガスの体積は、およそ2,027,844m<sup>3</sup>（東京ドーム約1.6個分）となります。

	2026(令和8)年度	2030(令和12)年度
温室効果ガス削減量	2,642t-CO <sub>2</sub>	3,714t-CO <sub>2</sub>
体積(m <sup>3</sup> )	1,442,532m <sup>3</sup>	2,027,844m <sup>3</sup>

※1t-CO<sub>2</sub>の体積はおよそ546m<sup>3</sup>です。

## 第4章 温室効果ガス削減への取組

### 1 目標達成のための3つの柱

市が目標とする、「2030（令和12）年度までに温室効果ガス排出量を2013（平成25）年度比46%削減」の達成のためには、これまでも取り組みを続けてきた省エネ行動以外にも、温室効果ガス削減に大きく寄与する施策が必要です。

そこで市では、下記の3つの柱を中心に、温室効果ガス削減に全庁一丸となって取り組めます。

### 富士見市の事務事業における

### 温室効果ガス削減の3つの柱

柱1 創エネ・省エネ設備の導入

柱2 移動の低炭素化

柱3 省エネ行動の徹底

#### 柱1 創エネ・省エネ設備の導入

- ・2013（平成25）年比46%の温室効果ガスを削減するためには、公共施設におけるハード面の改善が必須となります。
- ・市の公共施設における創エネ・省エネのポテンシャル調査等を検討します。
- ・創エネ・省エネ設備の設置計画の策定など、2030（令和12）年度までの目標達成、2050（令和32）年度までのカーボンニュートラル実現に向けた効果的な設備の導入を検討します。

#### 柱2 移動の低炭素化

- ・市の公用車について、車両の用途や使用年数に合わせて、次世代自動車等の環境負荷の少ない車両への転換を行います。
- ・出張・訪問などの移動目的に合わせ、公共交通機関や自転車（シェアサイクル等）を活用し、移動に係る温室効果ガスを削減します。

### 柱3 省エネ行動の徹底

- ・再エネ電力の導入など、使用電力における温室効果ガスの削減を行います。
- ・職員一人ひとりが省エネを心がけた行動を意識し、日々の業務において実践します。

#### 職員一人ひとりが実践する省エネ行動

項目	具体的な取組	取組主体
照明の 適正管理	① トイレ・給湯室及び印刷室などは、使用時以外は消灯する。 ② 始業前及び残業時は、不要なエリアを消灯する。 ③ 業務に支障のない限り昼休みは消灯する。	全職員
	④ LED電球等の省エネルギー照明へ切り替える。	施設 管理部署
OA機器 等電気製 品の適正 使用	① 業務終了後は、OA機器や電気製品の電源を切る。 ② 電気製品等の待機電力の削減に努める。	全職員
	③ OA機器等は、省電力モードの設定を行う。 ④ 機器の購入、更新時には、省エネルギータイプの機器を導入する。	機 器 管理部署
空調機器 の適正使 用	① 市が主催する会議は、クールビズ、ウォームビズで参加し、冷暖房の適正運転を行う。 ② 会議室利用後は、空調のスイッチを必ず切る。	全職員
	③ 室温を夏期は28℃、冬期は20℃を目安とし冷暖房機器の適正運転を行う。 ④ 建物の保温特性により上記の室温であれば、空調を使用せず、又は、調整の断続運転等も実施する。 ⑤ 空調機器の運転終了時間の繰上げを心がける(余熱活用)。 ⑥ 自然光や自然風を積極的に取り入れるとともに、冷房時はブラインド等により日射を遮る。可能な限り、緑のカーテン・遮光ネットの設置を行う。 ⑦ 空調機器のフィルターの定期的な清掃を行う。 ⑧ 空調機器の導入・更新時には、エネルギー効率の高い機器を選択する。	施 設 管理部署
給湯設備 等の適正 使用	① 電気ポットやコーヒーマーカーは、省エネタイプの製品を選択する。	全職員

給湯設備等の適正使用	② 冷蔵庫は、省エネに設定し、また、複数の課で使用するなど、業務上必要最小限とする。	全職員
	③ 給湯器の温度設定は、低温に設定する。	施設管理部署
業務の効率化、労働時間の短縮化	① 事務の効率化を図り、時間外勤務の削減に努める。 ② 毎週水曜日及び金曜日は「リフレッシュデー」とし、残業を控える。また、業務終了後の早期退庁を推奨する。	管理職
	③ ワーク・ライフ・バランスの取り組みを推進する。	職員管理部署
公用車の効率運用と適正運転	① 出張にはできる限り公共交通機関を利用する。 ② 近距離（概ね2 km以内）の出張にはできる限り、徒歩、自転車を利用する。 ③ エコドライブ及びアイドリングストップの推進。 ④ タイヤの空気圧調整を定期的実施する。 ⑤ 毎週金曜日の「ノーカーデー」を推進する（公用車、マイカーの使用を控える）。	全職員
用紙類等の使用量の削減	① 原則として両面印刷(コピー・印刷)する。 ② 使用済みのコピー用紙や封筒の再利用に努める。 ③ 資料・刊行物は、ホームページの活用などにより、発注部数を見直し、必要最小限の部数とする。 ④ 供覧・回覧で済む文書はコピーや配布をしない。	全職員
	⑤ 庁内LANを活用した共用文書・資料の電子情報化を推進する。 ⑥ タブレット端末やZOOM会議の活用、(仮称)文書管理・電子決裁システムを導入し、ペーパーレス化を推進する。	機器管理部署
リサイクルの促進	① 紙類は、正しく分別し資源化を徹底する。 (廃棄物の分別基準は28ページを参照) ② 備品類、その他事務用消耗品類は修理・補修を心掛け、長期間繰り返し使用する。 ③ スターオフィスの掲示板などを活用し、不用となった物品は、他課での再利用を確認する。	全職員
廃棄物の減量	① 4R（リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル）を推進する。 ・マイ箸やマイボトルを持参する。 ・プラスチック容器や紙コップ等の使い捨て製品を使用しない。	全職員

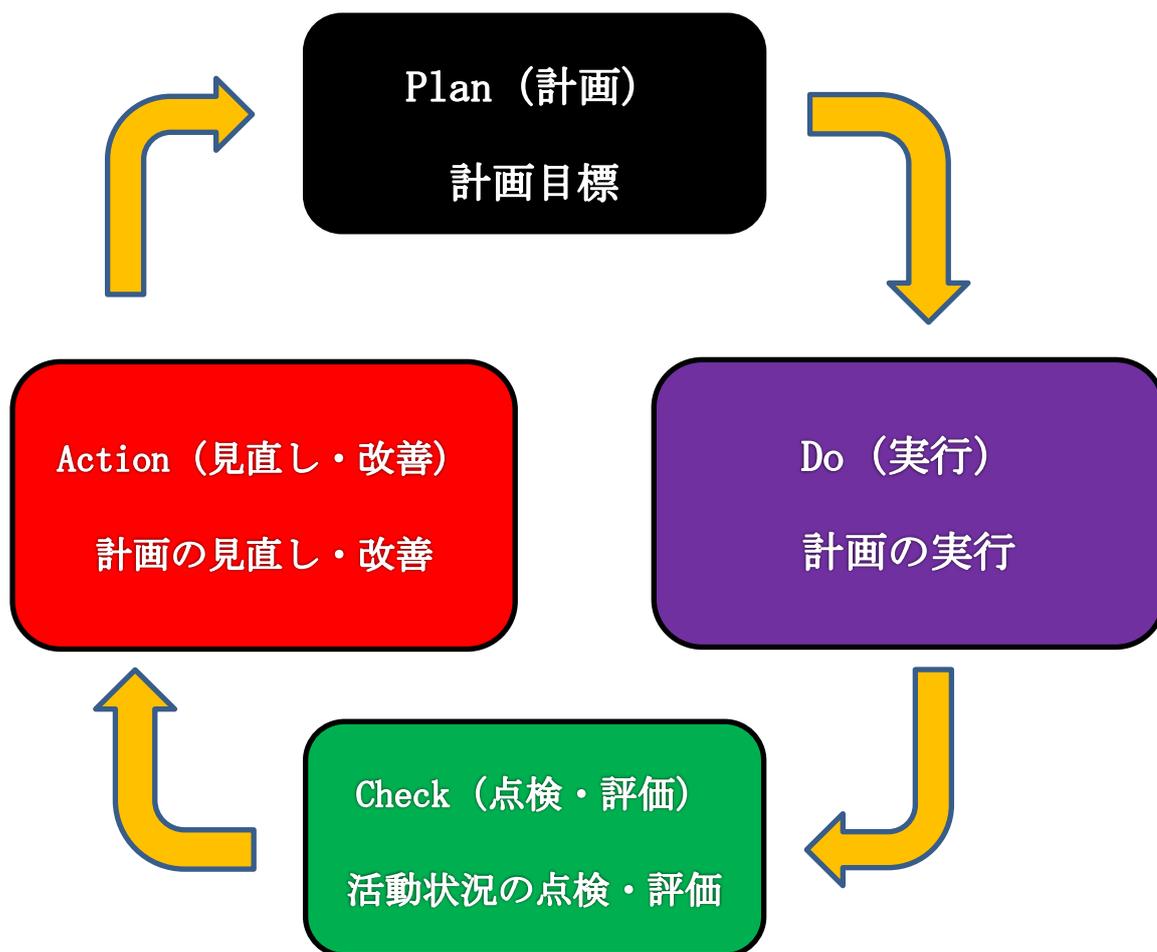
廃棄物の減量	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 過剰包装された商品は購入しない。ノーレジ袋、マイバッグ運動を推進する。</li> <li>・ 持ち込んだごみは、各自持ち帰り、ごみの減量化を推進する。</li> <li>・ ごみの分別を徹底し、ごみの排出抑制に努める。</li> </ul>	全職員
	②食品残さのバイオガス化を推進する。	施設管理部署
環境に配慮した物品等の購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 物品・用紙類等は可能な限り、エコマーク製品等グリーン購入法（※）に適合した環境にやさしい製品を購入する。</li> <li>② 調達時は、廃棄処理や処分が容易な物品を選択する。</li> <li>③ 過剰包装や使い捨て製品の購入を控え、簡易包装や詰め替え可能な製品を選択する。</li> </ul>	全職員
環境に配慮した建設工事の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 雨水の有効活用を促進する。</li> <li>② リサイクル資材の利用を促進する。</li> <li>③ 公共施設の太陽光等再生可能エネルギーの利用促進を図り、省エネルギー化の推進に努める。</li> <li>④ 建設廃棄物の少ない施工技術・施工方法の採用に努める。</li> <li>⑤ リサイクル可能な建設副産物は、積極的な再利用化に努める。</li> </ul>	建設工事担当部署
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 「エコライフDAY」や「地球温暖化対策」への取組に自ら参加する。</li> <li>② エレベータの利用を最小限にし、積極的に階段を利用する。</li> <li>③ 市内公共施設利用者等へ「地球温暖化対策」の周知を行い、取り組みを広げる。</li> </ul>	全職員
	④自動販売機は消費電力の少ない機器とし、過剰な設置をしない。	施設管理部署

※グリーン購入法とは、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」。国等が、環境に配慮した製品を優先的に購入し、情報提供することによって、環境物品の需要拡大を図ることを目的としている。国等は環境物品調達の基本方針を定め、環境物品の調達方針を作成しその実績を報告しなければならないとし、地方自治体においては努力義務が規定されている。当市でも令和4年3月に「富士見市グリーン購入基本方針」を策定した。

## 第5章 計画の推進体制及び管理体制

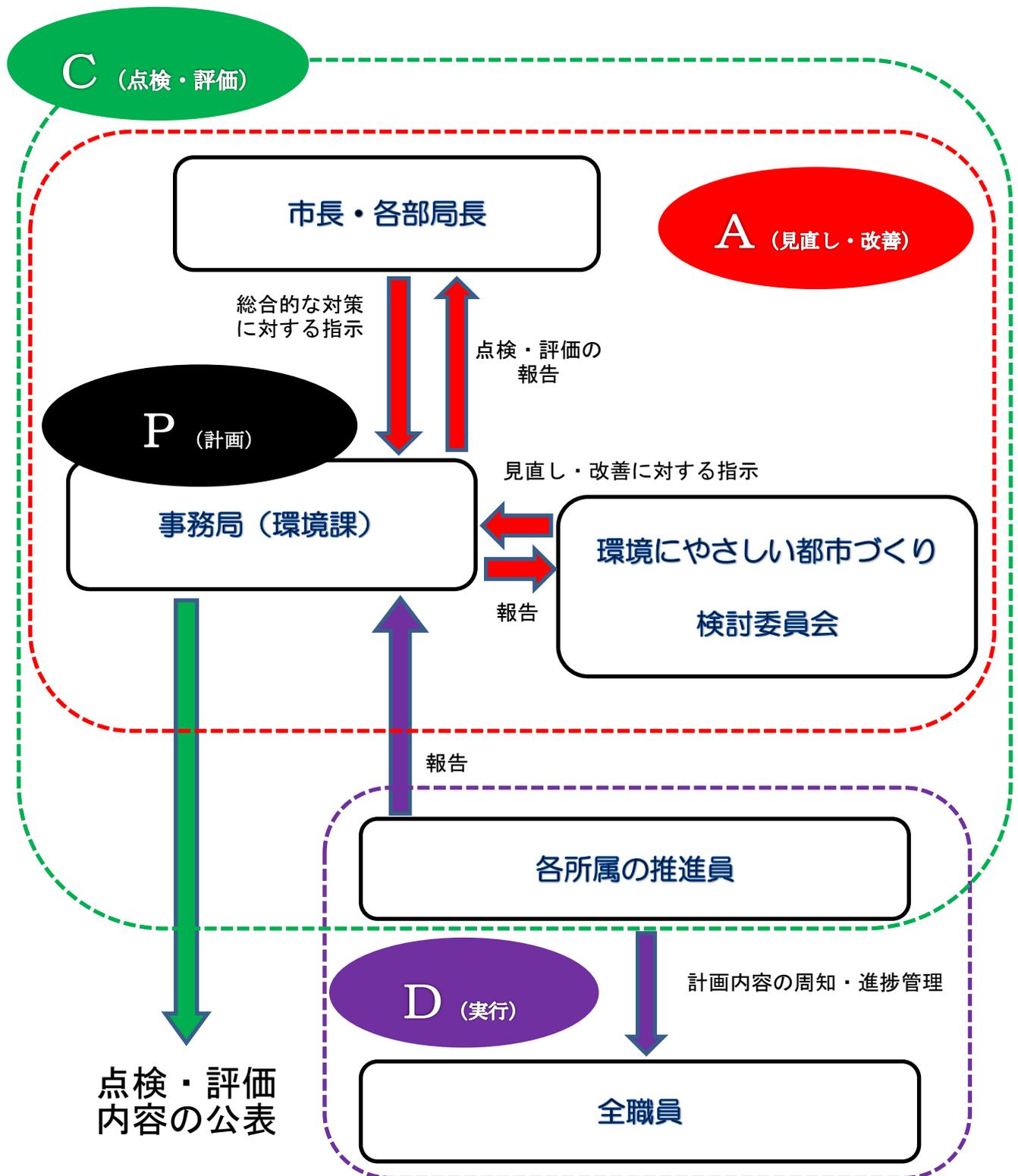
### 1 体系

本計画は「PDCAサイクル」を用いて継続的に改善します。



## 2 推進組織

推進組織は、以下のとおりとする。



### 3 計画の推進体制

本計画に係る温室効果ガスの排出量を削減していくためには、職員全員で「地球温暖化問題」に関する認識をより深め、主体的かつ積極的に計画に定めた取組を推進することが重要です。

そのために庁内に設置されている「富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会（以下「検討委員会」という。）が主導となり、計画を推進していきます。また、各所属等単位で推進員を1名任命し、計画の推進、管理を行います。更に点検表を使用し、進捗状況をチェックします。

### 4 推進組織の役割と管理体制

#### （1）市長・各部局長

事務局から地球温暖化対策の進捗状況についての点検・評価の報告を受け、本計画の推進に関し、総合的な指示を行う。

#### （2）環境にやさしい都市づくり検討委員会

事務局からの報告を受け、検討委員会としての点検・評価を行い、具体的な見直し・改善内容の指示を行う。

#### （3）温暖化対策実行計画推進員

各所属ごとに計画の推進を図るために推進員を置く。（推進員の任命は所属長が行ない、任期は1年間とし、再任は妨げない。）推進員は、本計画の具体的な取り組み、見直しや改善内容について、各課員に周知するとともに取り組みの中心的な役割を担う。また、進捗状況の確認と併せて点検記録表を事務局に提出する。

#### （4）事務局

推進員から提出された点検記録表等を集計し温室効果ガスの排出量の増減に関する分析を行い、検討委員会に報告する。

なお、市長、各部局長、環境にやさしい都市づくり検討委員会からの指示を受け、計画内容の見直しを継続的に実施する。

### 5 職員研修

決定した計画内容について、職員一丸となって推進するため、実施内容、実施方法、点検・見直し方法等について説明会（研修会）を実施する。

## ◇研修内容

種 別		対 象 者	目 的	内 容	回 数
研 修	管 理 職 研 修	管理職員及 び都市づく り検討委員	実行計画の重要性 とそれぞれの役割 と認識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的と内容</li> <li>・推進、点検体制と役割</li> <li>・職員への指導、育成</li> </ul>	年1回
	推 進 員 研 修	各 課 等 の 推 進 員	実行計画の重要性 とそれぞれの役割 と認識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画の目的と内容</li> <li>・推進、点検体制と役割</li> <li>・点検の手順と方法</li> <li>・一般職員への呼びかけ</li> </ul>	年1回
	新入職員 研 修	新 規 採 用 職 員 等	環境に対する自覚 と取組への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地球温暖化関連情報</li> <li>・計画の目的と内容</li> <li>・取組の内容と方法</li> </ul>	年1回

## 6 点検管理マニュアル

計画達成のために決定した行動内容のうち、特に重要と思われる項目について確認をするため、「点検管理マニュアル」を策定し、マニュアルに基づき運用を行う。

点検管理マニュアルは、検討委員会で検討し、見直しを行いながら運用する。

## 7 公表

本市の事務・事業における温室効果ガスの総排出量等を年度ごとに集計・解析し、基準年度との比較増減量及び増減率をホームページ及び『富士見市の環境』の中で公表する。



## 資料編

### 目 次

- 1 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会
- 2 廃棄物の分別基準

## 1 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会

### 富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 環境にやさしい都市づくりのために総合的な施策に対し、庁内調整を図るため、富士見市環境にやさしい都市づくり検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 環境基本計画の検討及び調整に関すること。
- (2) 環境に関する年次報告書に関すること。
- (3) その他環境施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げるものをもって組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 市長は、委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、環境課長をもって充て、副委員長は、政策企画課長をもって充てる。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(平23年3月31日・一部改正)

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長は、その議長となる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、経済環境部環境課において処理する。

(平成23年3月31日・令和3年3月31日・一部改正)

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年5月13日から施行する。

附 則 (平成19年4月1日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月31日)

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

（令和3年3月31日・全改）

委員会の構成

委員長	経済環境部 環境課長
副委員長	政策財務部 政策企画課長
委員	危機管理課長
委員	総務部 総務課長
委員	総務部 公共施設マネジメント課長
委員	協働推進部 協働推進課長
委員	市民部 市民課長
委員	子ども未来部 子育て支援課長
委員	健康福祉部 福祉政策課長
委員	経済環境部 産業経済課長
委員	都市整備部 都市計画課長
委員	建設部 道路治水課長
委員	建設部 建築指導課長
委員	建設部 水道課長
委員	教育部 教育政策課長
委員	教育部 生涯学習課長
委員	教育部 学校教育課長
委員	教育部 学校給食センター所長

## 2 廃棄物の分別基準

### 【可燃ごみ】

分別を徹底し、可能な限りの減量化に努める。

- 紙類
  - プラスチック類
  - 生ごみ
- } 資源化
- バイオガス化

### 【紙類】

以下のように分別し、資源化を推進する。

- 1 新聞、チラシ
- 2 段ボール
- 3 白い紙（印刷用紙、コピー用紙など）
- 4 シュレッド処理された紙
- 5 牛乳パック（紙パック）
- 6 雑がみ（端紙、封筒、はがき、ティッシュ箱、包装紙、付箋など）
- 7 感熱紙

### 【プラスチック類】

可燃ごみへの混入を減らし、可能な限り資源化を推進する。

- 事務所での飲食程度の容器包装プラスチック
- 上記以外のプラスチック（産業廃棄物）  
※職員が持ち込んだものは、持ち帰る。

### 【生ごみ】

以下の施設から排出される食品残さをバイオガス化する。

- 市役所本庁舎
- 第1．2．3．4．5．6 保育所
- みずほ学園
- 教育委員会事務局
- 学校給食センター
- 特別支援学校

**【不燃ごみ】**

分別を徹底し、資源化を推進する。

【ビン】

【カン】

【ペットボトル】

※職員が持ち込んだものは、持ち帰る。

**【粗大ごみ】**

事業者が排出するものは、志木地区衛生組合富士見環境センターへの搬入ができないため、各所属で再利用などを十分に検討し、可能な限り処分を行わないよう努める。

どうしても処分しなければならないものは、廃棄物処理業者へ委託するなどし、法律の定める適正な処理に努める。

**【電球、蛍光灯、電池類】**

志木地区衛生組合富士見環境センターへの搬入ができないため、購入業者等に引き取りを依頼するなどし、法律の定める適正な処理に努める。

第4次富士見市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

2022（令和4）年3月

発行 富士見市

編集 富士見市経済環境部環境課

〒354-8511

埼玉県富士見市大字鶴馬1800番地の1

TEL：049-251-2711

FAX：049-253-2700

